

運 営 規 程

指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業・第1号通所事業 (デイサービス たんぽぽの家)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人和創会が開設する指定通所介護事業所・指定介護予防日常生活支援総合事業・第1号通所事業「デイサービス たんぽぽの家」(以下、「事業所」という)の運営管理について、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 1 職員は、利用者の要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることを予防し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な介護および援助サービス等を提供する。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との緊密な連携のもとにサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービス たんぽぽの家
- 2 所在地 熊本県宇土市古保里町993番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職員定員は次のとおりとする。

- 1 管理者 (1名)
管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理、介護計画の交付を行う。
- 生活相談員 (2名)
生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう利用者又は家族に対して相談援助等の生活指導を行う。
- 介護職員 (4名)
介護職員は、利用者に対する介護サービスの提供にあたる。
- 看護職員 (2名)
看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。
- 機能訓練指導員 (2名)

機能訓練指導員は、利用者が日常の生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- 2 員数は都合により増員できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする（土曜日、日曜日以外は祝・祭日も営業）
- (2) 営業時間は8：30～17：30までとする。但し、特段の事情が生じた場合は、この時間以外でも対応する。なお、営業時間に送迎時間は含まれない。
- (3) サービス提供時間は9：00～16：30までとする。
- (4) 年間の年休は、（土曜日・日曜日・12/31・1/1・1/2・1/3）とする。
※ただし年末年始の休みが長期となり、利用者及び家族より利用の希望があった場合は営業の検討を行う。

2 第1号通所事業

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。（土曜日、日曜日以外は祝・祭日も営業）
- (2) 営業時間は8：30～17：30までとする。
- (3) サービス提供時間は9：00～16：30までの3時間から5時間以内とする。
- (4) 年間の年休は、（土曜日・日曜日・12/31・1/1・1/2・1/3）とする。
※ただし年末年始の休みが長期となり、利用者及び家族より利用の希望があった場合は営業の検討を行う。

(利用定員)

第6条 本事業所が行う指定通所介護の実施単位は1日1単位とする。

- 1 本事業所の利用定員は1単位20名とする。

(介護内容および利用料その他の費用額)

第7条 1 指定通所介護（以下、「サービス」という）の内容は以下のとおりとする。

- (1) 日常生活の支援
 - (2) 相談・援助等の生活指導
 - (3) 機能訓練及びその他必要なサービス
- 2 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 3 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる支払いを利用者から受け取ることができる。

- (1) 食費 1食につき 600円とする。
- (2) 利用者の選定により、通常の実施地域を越えて行う送迎に要する費用で、通常の送迎に実施地域を越えたところから往復 1km当たり 37円とする。
- (3) おむつ費用はM～Lサイズが 125円、L～LLサイズが 140円、尿取りパッド 50円とする。
- (4) 前号に掲げるものの他、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
上記の料金については、利用者に対する事前説明を行い、重要事項記載の文書を交付し、同意を得るものとする。

(内容手続の説明及び同意)

第8条 サービスの提供開始に際しては、あらかじめ利用者及び家族に対し、運営規定の概要等その他利用者のサービス選択に資する重要事項記載の文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第9条 1 通常の実施地域は、宇土市（城塚町、宮庄町、 笹原町、住吉町、網津町、網引町、上網田町、下網田町、赤瀬町を除く）、熊本市南区富合町全域、熊本市南区城南町（隈庄、島田）、宇城市松橋町（松橋、曲野、久具、内田、御船）、宇城市不知火町（高良、中、亀松、浦上）とする。
2 第1号通所事業の実施地域は宇土市とする。

(事故発生時の対応)

第10条 1 職員は指定通所介護の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族に連絡するなどの措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。
2 本事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 蒲原 香代
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(災害対策)

- 第12条 1 防災計画により災害発生時の人員体制及び防災訓練の常時の点検等を実施する。
- 2 防火管理者は、事業所の管理者及び資格者を充てる。
 - 3 就業時及び戸締り時には火災危険防止のため、点検を行う。
 - 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し、年2回行う。点検時には、防火管理者が立ち会う。
 - 5 利用者を含めた防火訓練は(消火・通報・避難)については、年2回以上実施する。
 - 6 利用者を含めた災害訓練は、年1回以上実施する。
- その他必要な災害防止対策については必要に応じて行う。

(職員研修)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 最低年1回以上

(秘密保持)

- 第14条 1 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は、本事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。なお、

本項についてはサービス提供時に、利用者又は家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、従事者の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ること。
- (2) 機能訓練器具等を使用する際は、従業員の監視・指示のもとに行うこと。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、所定の場所及び利用日以外での乗降は、できないものとし、走行中のマナーを守ること。ただし、交通事情等により変更する場合もありえるものとする。
- (4) サービス利用日に欠席する場合は、事前に本事業所に連絡すること。

(地域との連携など)

第16条 1 指定通所介護事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど地域との交流に努める。

(その他運営事項)

第17条 1 本事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

2 本事業所は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

3 本事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、要介護認定審査会意見に配慮して、本事業を提供するように努めるものとする。

4 本事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って指定通所介護の提供を行う。

5 指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずるものに記録するものとする。

6 本事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定通所介護計画を作成するものとする。

7 本事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じた指定通所介護計画を作成し、利用

者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

- 8 指定通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 9 本事業所は、それぞれの利用者について、指定通所介護計画に従ったサービスの実施状況 及び目標の達成状況の記録を行う。
- 10 指定通所介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 11 本事業は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 12 本事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 13 この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人和創会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 8 月 20 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 5 月 14 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 元年 9 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

